

倉吉スマイルプロジェクト推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉スマイルプロジェクト推進事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、男女共同参画の理念のもと、性別にかかわらずだれもが笑顔で生き生きと生活でき、女性が地域においてその個性と能力を十分に発揮して活躍すること（以下「女性の活躍」という。）を推進するため、女性の活躍の推進を図る事業（以下「倉吉スマイルプロジェクト推進事業」という。）を行う民間の団体（以下「推進団体」という。）を支援することにより、指導的立場の女性の人材育成に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、交付申請書には、推進団体の会則、役員名簿等を添えるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、補助金の3割以下の減額の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(検査員による検査)

第7条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第5条の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

（1） 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

（2） 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。

（補助金の支払）

第9条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条による。

2 規則第19条の規定による補助金の概算払の通知は、様式第5号によるものとする。

（交付額の確定の通知）

第10条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、規則第18号によるものとする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1） 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2） その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

3 第4条第1項前段の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（推進団体の選定）

第12条 補助金の交付の対象となる倉吉スマイルプロジェクト推進事業を実施する推進団体の選定については、別に定める。

（その他）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日[等]）

1 この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
倉吉スマイルプロジェクト推進事業	地域における男女共同参画及び女性の活躍の推進を図る事業を行う団体	補助事業の実施に要する経費	7分の6	30万円

年 月 日

（宛名）

倉吉市長

提案者

所在地

団体名

代表役職名

代表者名

倉吉スマイルプロジェクト推進事業補助金事業計画書

倉吉スマイルプロジェクト推進事業募集要項に基づき、下記のとおり事業を計画します。

記

1 事業名等

（1） 事業名	
（2） 関係書類	ア 事業収支予算書
	イ 事業の内容が分かる資料（パンフレット等）※必要に応じて添付
（3） 添付書類	ア 定款・会則
	イ 役員名簿
	ウ 団体の概要が分かる資料（パンフレット等）※必要に応じて添付

2 団体等の概要

設立時期		構成人員	
過去の活動実績			
連絡先	団体等	所在地	(〒 -)
		電 話	
		F A X	
	担当者	フガナ	
		氏 名	
		電 話	
		F A X	
	電子メール	電子メール	
		郵送先	〒 -

(裏面)

3 過去の補助金活用歴

過去に本補助金以外に採択され、活用した実績があればご記入ください。

補助金名	事業名	実施年度	申請先 (団体名、所在地、電話番号)

4 事業計画書

1	事業の概要		
2	補助希望額及び総事業費	補助希望額	円 (総事業費 円)
3	実施期間 ※	年 月 日～ 年 月 日	
4	事業効果等	事業効果 (該当する欄に○してください (複数選択可))	
		主導的な役割を担うことができる女性の育成	女性の活躍に資する知識の習得
		女性の当該取組等への新たな参画	推進団体の組織の充実又は推進団体相互間の連携
		地域における取組の種類 (該当する欄に○をしてください (複数選択可))	
		子育て支援の取組等	農村・都市交流を図る取組等
		共助型福祉の取組等	地域スポーツ振興の取組等
		防災又は防犯の取組等	地域文化振興の取組等
		環境保全などの取組等	(その他)
		地域の美化を図る取組等	
地域産業活性化の取組等			
5	事業の内容	解決したい課題 (女性の活躍を進めるために解決すべき課題について、具体的かつ簡潔に記入)	
		事業内容 (どのような事業を実施し、女性の活躍を促進するかを具体的かつ簡潔に記入)	
		事業の成果目標 (女性の活躍促進にどのような効果を生むかを具体的に記入)	
6	事業実施スケジュール	時期	実施内容

様式第2号（第4条、第8条関係）

収支（決算）予算書

団体名	
-----	--

1 収入内訳

項目	内訳（名称、積算単価、数量等を具体的に御記入ください。）	金額（円）
市補助金（E）		
事業収入（F）		
自己負担		
総事業費：収入合計（A）		

※ 市補助金（E）＝（補助対象事業費（B）－事業収入（F））×6／7（上限は30万円又は補助希望額。千円未満切り捨て）

2 支出内訳

項目	内訳（名称、積算単価、数量等を具体的に御記入ください。）	金額（円）
講師等謝礼 （謝金・交通費）		
諸費		
委託料		
補助対象事業費 小計（B）		
補助対象外経費		
補助対象外事業費 小計（C）		
総事業費：支出合計（D）（B＋C）		

第 号
年 月 日

様

倉吉市長 印

倉吉スマイルプロジェクト推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書）で申請のあった倉吉スマイルプロジェクト推進事業補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉スマイルプロジェクト推進事業補助金交付要綱（令和5年4月日倉吉市市民生活部長決裁。以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、同項の規定により通知します。

については、補助金の請求書を市長に提出してください。

記

1 補助事業

補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

（1）算定基準額（投下固定資産額）	金	円
（2）交付決定額	金	円
（3）既交付決定額	金	円

3 補助規程の遵守

補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、倉吉市財務規則、倉吉市補助金等交付規則及び要項の規定に従わなければならない。

4 その他の交付条件

様式4号（第8条関係）

事業報告書

1	団体名		
2	事業名		
3	実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
4	【具体的な事業内容】 実施日時、場所、参加者等の状況、事業内容など		
5	【事業効果・成果】 （該当する欄に○してください（複数選択可））		
	主導的な役割を担うことができる女性の育成		女性の当該取組等への新たな参画
	女性の活躍に資する知識の習得		推進団体の組織の充実又は推進団体相互間の連携
	地域における取組の種類（該当する欄に○をしてください（複数選択可））		
	子育て支援の取組等		農村・都市交流を図る取組等
	共助型福祉の取組等		地域スポーツ振興の取組等
	防災又は防犯の取組等		地域文化振興の取組等
	環境保全などの取組等		（その他）
	地域の美化を図る取組等		
	地域産業活性化の取組等		
具体的に記入してください。（※女性の活躍が進んだ点や達成数値など）			
6	【その他】 今回の事業を通じて気づいた事などを記載してください。		
	※報告書やアンケート結果があれば、別途添付してください。		

番 号
年 月 日

様

倉吉市長



倉吉スマイルプロジェクト推進事業補助金の概算払について（通知）

年 月 日付 号で交付決定したこの補助金については、次のとおり概算払します。倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第19条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 概算払の時期及び額
 - (1) 年 月 金 円
 - (2) 年 月 金 円
- 3 概算払い請求書の提出 規則様式第4号により、人権政策課に1部提出すること。
- 4 添付書類
 - (1) 補助金等受入額調書（規則様式第5号）
 - (2) 交付決定通知書の写し
 - (3) 本通知書の写し